

ソーシャルメディア 活用ガイドライン

個人使用編



個人使用編

1 意識しています?! 気軽に「投稿」している、この世界のこと。

1-1

あなたの投稿は、世界中の人たちに見られています。

例えば、あなたがtwitterに「投稿」した文章は、世界中の人たちが見ることができます。「鍵つき」や「限定公開」など、公開範囲を限定的に設定していたとしても、思わぬ形で人の目に触れる可能性があるのがこの世界です。

「気軽な」投稿のその先には、友達や家族だけではなく、いろいろな文化や主義主張、捉え方の人がいることを日ごろから忘れないでください。本人の思わぬところで不快に感じたり、傷つく人がいるかもしれないと意識し、穏やかで誠実な投稿を心がけましょう。万一トラブルになったときは、真摯な態度で謝罪し、担当教員や学生担当部署(P12参照)に相談しましょう。



1-2

匿名投稿でも、本人が特定できる世界だということを知りましょう。

「炎上」という言葉を聞いたことがありますか? 不用意な写真投稿や発言が、悪意を持ってWeb上でまたたく間に拡散されることを指します。こういった事例は、自分の本名などを登録しない「匿名アカウント」による投稿で起こることも多いですが、Webの世界で「匿名」という概念は基本的に存在しないということを意識してください。

こういった炎上の場合、多くのWeb閲覧者が協力して、過去の発言やソーシャルメディア以外の情報などを組み合わせ、ついには本人を特定して公開することが非常に多くあります(晒し(さらし)行為)。自分だけでなく家族や友人を含めあらゆる個人情報公開される場合もありますし、何よりもWeb上の情報は半永久的に残りますので、自分たちの後々の人生にまで深く影響することがあります。慎重な投稿を行いましょう。

1-3

投稿は残ります。カッとならずに、 一息入れて冷静に対応しましょう。

また、一度拡散してしまった情報を完全に削除することは基本的に不可能です。一時的な感情(怒り、妬み、嫌がらせなど)で、感情的な発言や自分や他人の情報を絶対に投稿しないようにしましょう。自分の投稿にネガティブな意見を書き込まれた場合など、カッとなってもすぐに対応することは極力控え、気持ちを落ち着かせてから冷静に対応しましょう。

冷静な対話にならない相手に対しては、無視するのも手段のひとつです。対応に困る場合は、担当教員または学生担当部署(P12を参照)に相談しましょう。



1-4

本当に大丈夫ですか？ 投稿する前に、読み返しましょう。

前述のとおり、あなたの投稿は友達や家族だけでなく、世界中のたくさんの人が目にする可能性があります。本人が思いもしない角度でネガティブに受け取られることもあります。また、ひとことの不用意な投稿により、本人だけでなく家族や友人・知人までもがトラブルに巻き込まれることもあります。すぐに削除しても投稿は半永久的にWeb上に残る可能性もあります。多面的に、もう一度良く読み返してから、投稿するようにしましょう。

また、引用や転載を行う場合は、情報の信頼性を確認してから投稿してください。Web上には、検証が不十分な情報だけでなく、悪意のあるデマや誤った情報をもっともらしく投稿・拡散されていることがあります。万が一誤った情報を投稿または引用してしまった場合には、しっかりと訂正を行い、場合によっては謝罪をすることが必要です。

ポイント

- 自分が間違っていたら真摯かつ速やかに訂正する。
- 相手の意見に誤りがある場合にも、コメントを返す際には冷静に。
- 「投稿」ボタンを押す前に、こういうときこそ文章をもう一度読み返す。

2-1

**公開されている情報でも、
他者の創造物にはすべて
「著作権」があります。**

ブログなどに公開されている文章や写真などには、すべて執筆した人や撮影した人が有する「著作権」があります。これはWeb上だけの話ではなく、すべての表現物に適用されるものです。投稿の際、引用や転載を行う場合は、引用元を明らかにすると共に著作権に対するポリシーをそれぞれのサイトなどで確認し、法律的に認められた範囲で行いましょう。



2-2

**芸能人やアーティストの顔写真にも
「パブリシティ権」があります。**

また、一般の人には「肖像権(自分の肖像を他人に使わせない人格的権利のこと)」が、芸能人や著名人などの顔写真にも肖像権とともに「パブリシティ権(顧客吸引力がある肖像や名前の利用を専有する権利のこと)」があります。例えば、プロフィール画像に好きな芸能人の顔写真を無断で使うことや、ブログやソーシャルメディアに著名人の写真を無断で貼ったりすることなどは、音楽事務所などがルールなどに基づいて貼り付けを許可しているもの以外は侵害行為にあたりますので注意が必要です。

2-3

友人にもそれぞれ 「肖像権」があります。 写真は許可なく投稿できません。

前述のとおり、芸能人ではなくても人間には「肖像権」があります。「私生活をみだりに撮影・公開されない権利」として、「プライバシー権」という権利もあります。
こういった権利を侵害しないよう、他の人が写っている写真を投稿する際には、必ずその人たちに了承を得てから投稿してください。

ポイント

- 人の文章などをそのまま転載しない。(著作権の侵害行為)
- Web上に公開されている写真を、公開者に無断で使用しない。(著作権の侵害行為)
- 好きな芸能人の写真を無断でFacebookやTwitterのプロフィール画像にしない。(パブリシティ権の侵害行為)
- 集合写真をメンバーの許諾なく公開しない。(肖像権の侵害行為)
- 風景写真などでも、見知らぬ人が個人を特定できる範囲で写っている場合は無断で公開しない。(肖像権、プライバシー権の侵害行為)



3-1

個人情報やプライベートな情報を書くことはやめましょう。

前述のとおり、「鍵つき」や「限定公開」など、公開範囲を限定的に設定していたとしても、様々な方法で情報を取ることができます。例えば、FacebookやLINEでは、万が一アカウントが乗っ取られた場合にそれまでの投稿内容を抜き取ることが可能です。Twitterについてもこれまでのすべての投稿内容をダウンロードできることが技術上可能とされています。自分自身や他人を問わず、自宅住所や個人の電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号などを絶対に書き込まないように心がけましょう。また、携帯電話などで撮影した写真にはGPS機能により位置情報が保存され、撮影場所が特定される可能性がありますので設定に注意しましょう。

3-2

言ってはいけないことは書いてもいけません。

大学生になると「言ってはいけないこと」、いわゆる「守秘義務を有するもの」を知ることが増えていきます。例えば、アルバイトの業務上で知りえた情報、インターンシップや就職活動中に知りえた情報、企業との共同研究などで知り得た情報などは、企業の機密情報や信頼に影響する情報もあり、知ったあなたには守秘義務が課されます。

そういった情報は、決して口外しないことが基本ですが、「これくらいなら大丈夫だろう」と、うかつな判断でソーシャルメディアに投稿することも控えましょう。もちろん、写真やデータをこれらの組織から持ち出してもいけません。

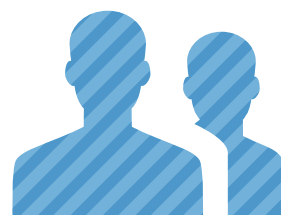
ポイント

- アルバイト先に著名人が来たこと、顧客のプライバシーに関わること、企業の収益情報など、知りえた情報を投稿して炎上した事例は残念ながら数多くあります。
- 具体的な企業名を出さなくても、周辺の情報から類推できるので、アルバイト先やインターンシップ先、共同研究先などに関する投稿はできるだけ控えましょう。
- 企業によっては特定の大学との関係（インターンシップの受け入れや共同研究など）自体を秘密にしている場合もあります。
- 就職活動中に見聞きした情報にも機密事項が含まれていることがあるので、投稿する際は注意が必要です。
- 事情があって投稿する場合は、相手先の企業または担当教員、学生担当部署などに相談してください。

3-3

情報漏えいにつながる、 データ提供や情報提供の 誘いに乗ってはいけません。

特定の情報には価値があります。たとえば、あなたがアルバイトしている塾の受講生名簿、学生クラブの部員名簿など、そういった個人情報や機密情報の類を外部の業者などが有料で買い取ると言った誘いを受けることもあるかもしれません。ですが、そのような個人情報の目的外提供に伴うリスクは高く、現行法律では学生でも最高で6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金刑となります。法を犯してまで報酬を得たところで、その行為はその報酬の割りに合わないほどのリスクを背負っているということを認識して、冷静な対応に努めてください。



4-1 アカウント (ID) や パスワードの管理は特に念入りに。

アカウント (ID) やパスワードは、自分でも分からなくなってしまうないように、各自工夫して管理してください。パスワードは、誕生日や電話番号、学籍番号など、推測されやすいものを使うのは避けましょう。また、複数のソーシャルメディアで同じパスワードを使い回すのはリスクが高いので避けましょう。「ID・パスワード管理アプリ」や他の端末を使ってログイン認証する「2段階認証」などの機能は、ぜひ効果的に活用してください。

4-2 使用しなくなった ソーシャルメディアアカウントは 放置せずに。

ソーシャルメディアサービスの種類はどんどん増えています。一方で、人の時間は1日24時間で有限、すべてのサービスに時間を割くわけにはいきません。そのうちに新しく便利なサービスに切り替え、使わなくなるサービスも出てくるかもしれません。

そうやって放置されたアカウントは、不正にログインされて悪用されることがあります。過去の投稿内容が思わぬことで将来に悪影響を与える場合もあります。責任を持って管理できなくなったアカウントは放置せずに削除(または一時停止)しましょう。ただし、アカウントを削除しても過去の投稿はネット上に残る場合もありますので日ごろからの注意が必要です。

トラブルのときは、学生担当部署に すぐに相談しましょう。

トラブルになってしまった場合は個人、団体だけで判断を行わず、まずは顧問の教員や学生担当部署に迅速に報告し、相談してください。

相談先

<中百舌鳥キャンパス>

学生センター 学生課 学生サポートグループ(A3棟1階) TEL:072-254-8390(直通)

<羽曳野キャンパス>

事務所 学生グループ(L棟1階) TEL:072-950-2960(直通)

<りんくうキャンパス>

事務所 学生・教務担当(1階) TEL:072-463-5091(直通)

